

上代紀年に関する新研究

笠井倭人

【要約】日本書紀の歴代天皇紀中、その上代の部分には、全く記事を有しない空白の年次が非常に多い。いまこれらの空白年次を除外して計算すると、その結果は治世年数に關し記註崩年干支と極めて緊密な關係があることが發見される。しかもこの方法を基礎にして考究して行くと、最も真に近い歴代天皇の年紀が得られるのみならず、御肇國天皇と稱された崇神天皇の即位元年を、西歷三〇一年の辛酉の年に當てた史料の存在が明かとなる。

本研究の着眼点は以上のように簡單であるが、しかしこれが算出の過程には種々の困難な問題がよこたわつていて、極めて複雑な操作を要するのである。本稿はその複雑な操作を取って、上代紀年の復元再構成を試みたものである。

一 序 説

書紀紀年に多くの信じ難い要素を含んでいることについては、既に新井白石・本居宣長等の江戸時代の学者もこれを指摘しているが、明治時代に入つては、那珂通世・菅政友等がその不合理を追究すると共に、更に進んでその訂正案を提出したので、日本紀年再構成の問題は頓に活潑化し

た。いまこれに参与した主な学者を挙げて見ても、吉田東伍・星野恒・原勝郎・太田亮・橋本増吉等々その数実に多きを算する。しかしながら、これら諸先学によつてなされた年紀考証の過程を検討してみると、外国史料との比較考証の面においては、いよいよ精緻を加えたとはいへ、その基本的な操作は、畢竟明治の初年に發表された那珂博士の『上世年紀考』を基礎として、それを修正増補した程度

に過ぎなかつたのである。しかもこれらの諸研究も、今日方法論的にかえりみるならば、必ずしも吾人を納得せしめるに足るものでないことは、最近に末松保和・三品彰英・丸山二郎・森清人等の諸氏が、こぞつて指摘されている通りである。即ちこれら諸氏の鋭い批判は、既往の諸説を土台から揺がすものであり、従来の研究は一応行き詰つた状態にあるといつてよい。いまや紀年論は、何等かの新しい方法の上に立つて再構成されねばならぬ時期に到達していることが痛感せられるのである。そこで私は、従来の学者が試みた方法から離れ、全く新しい操作によつて安閑天皇から溯つて崇神天皇に至るまでの書紀紀年の訂正再構成を試みたのであるが、その結果は、意外にも種々の重要な新事実を発見するに至つたのである。

凡そ我が国史の研究中、上代紀年の問題の如きは、その最も困難なるものであつて、明治以来の碩学によつて成された劃期的な論考も、畢竟一種の仮説に過ぎなかつたのである。私の研究もまたなお試論の域を脱しないのであるが、ともかくも従来の諸家の執つた研究とは全く別箇の行き方

によつて、この研究に一つの新しい局面を開き得たと信ずるので、ここにこれを発表して学界の批評を仰ぐ次第である。

なほ本論を草するに当り、梅原末治・三品彰英・小林行雄の諸先生より懇切な指導を頂き、特に小林先生よりは、終始格別の示教と激励とを賜つた。最初に記して感謝の意を表す。

二 紀年再構成の基本的操作

いま書紀を検すると、天皇歴代の記載中、全く記事の無い年次が極めて多い。例えば、崇神天皇の在位年数は六八年であるが、その中記事のある年数は僅かに一七年にすぎない。また仁徳天皇の場合にしても、その八七年間の在位中、記事のある年数は二九年にすぎない。こうした空白の存在こそ、まさに紀年延長の結果生じたものではあるまいか。この空白を除くことによつて、延長以前の紀年が復元し得るのではなからうか。私の研究はまずこの推定から出發する。しかもこの推定が軽視すべからざるものであるこ

とは、その結果する所によつて知られるであろう。こうした空白を除いた書紀の姿、即ち紀年延長以前の書紀の原典と推定されるものを、以下便宜上『原書紀』と呼ぶこととする。

中国の史籍を見ても、漢書・後漢書・魏志等々、その帝王本紀は元年から崩年に至るまで連年必ず何等かの記事がある。史記の如きは太古の歴史であるから必ずしもそうでないが、それでも始皇本紀以後においては、空白の年というものはない。帝王本紀に毎年必ず記事があるのは、中国史籍の原則といつてよい。されば我が国における国史の編纂が中国の史籍を模範とした以上、連年記載の体裁を取つたであろうことは推定に難くない。かくして成立したものが私のいわゆる原書紀である。いまみる書紀に空白の年が多いのは、第二次的な体裁であり、紀年延長の結果であると見るのは、必しも独断として退けることは出来ないであろう。

次に記註崩年干支——以下記註干支と畧す——から天皇の治世年数を計算する場合、従来の学者はすべて翌年称元法によつて算出しているが、治世年数の算定法には翌年称

元法とともに踐祚当年称元法も存在し、我が国に於いてもこの二つの方法が並び用いられていたことは、推古天皇の治世年数に関して、書紀が翌年称元法を採つているに反し古事記が当年称元法を採つていることによつても明かである。そこで私は、記註干支から治世年数を算定する場合、それが当年称元法によつているものとして操作を進める。

なお空白年次を除き、年次を集約する場合、書紀の干支は一応無視するわけであるが、百濟側史料に基づいて位置づけられたと思われる記事の干支は、あくまでもこれを尊重することとする。

以上三つの立場を離れて私の紀年論は成立し得ないのであるが、この方法を基礎にして記註干支と書紀干支とが一致している安開天皇崩年以前から崇神天皇に至る間の年紀を考究した結果、ここに新しい成果を収め得たと信ずるのである。

さて上述の方針と、これによる操作の結果に基づいて、安開天皇以前崇神天皇に至る原書紀・記註干支及び書紀の治世年数を一覧表に作れば次の如くである。

治世年数対照表

天皇名	原書紀	記註干支	書紀
崇神天皇	一七年		六八年
垂仁天皇	二二年		九九年
景行天皇	二三年	四〇年	六〇年
成務天皇	七年		六〇年
仲哀天皇	四年	八年	九年
神功皇后	一七年		六九年
応神天皇	二三年	三三年	四一年
(空位)	二年		二年
仁徳天皇	二九年	三四年	八七年
履中天皇	六年	六年	六年
反正天皇	二年	六年	六年
允恭天皇	一四年	一八年	四二年
安康天皇	三年	三七年	三年
雄略天皇	二三年		二三年
清寧天皇	五年		五年
顕宗天皇	三年		三年

仁賢天皇 九年 四三年 一一年
 武烈天皇 八年 八年
 継体天皇 一六年 二五年
 (空位) 二年 二年
 安閑天皇 二年 九年 二年

神功紀三九年・四〇年・四三年・六六年に夫々魏志・晋起居注の文が記載されているが、これは神功皇后を卑弥呼に比定するため、特に皇后紀を設定した際に記入されたものであるから、これらはすべて除いた。また継体紀一七年の『百済国王武寧薨』一八年の『百済太子明即位』の両記事は、国史大系の日本書紀（明治三十年版）及び岸本宗道・大宮宗司校訂の日本書紀の標註にそれ／＼古本に記載されずとあるので省いた。また書紀には、成務天皇と仲哀天皇との間に一年間の空位を設けているが、記事そのものを検討するとき、何等そこに空位の存在した形跡は認められず、これは恐らく書紀編者が干支記入を誤つたものと考えられるので、この一年は取り上げないで置いた。なお記註干支を省略している所は、すべて治世年数合計に改めて記した。念のため附記して置く。

この表により、まず空位二年を含めて仲哀天皇から仁徳

天皇に至る治世年数を合計してみると、書紀の二〇八年に対して原書紀は七五年であり、しかもそれは記註干支の治世年数合計と完全に一致している。履中天皇の治世年数について両者一致していることはいうまでもない。ところで反正天皇の治世年数であるが、原書紀の二年に対して記註干支では六年となつており、その間に四年の差異が出てゐるが、元来反正紀の記載は簡畧を極め、その元年と末年のみに記事がみられ、しかもそれは帝紀的な要素にすぎない。したがつてこの天皇は、書紀に従つて六年間とすることが記註干支とも一致することになるので、私のとつた方法のただ一つの例外としてその治世年数を六年としたい。そうすると記註干支と原書紀との一致は、仲哀天皇から反正天皇に至る間となる。垂仁天皇から成務天皇に至る三代と安康・雄略両天皇の治世年数合計、ならびに允恭・安閑両天皇の治世年数について原書紀と記註干支とが一致してゐないことについては、後述で明かになるが如く理由のあることなので、ここでは問題にしなう。

次に清寧天皇から継体天皇に至る五代の治世年数である

が、書紀ではこの五代の治世年数合計が五二年であるが、原書紀では四一年となり記註干支四三年より二年だけ少い。この二年の差の原因は、継体天皇二五年の脚註に『或本云。天皇二十八年歲次甲寅崩。而此云二十五年歲次辛亥崩者。取百濟本記為文』とあるのによつて明かな如く、その崩年を繰り上げたために出来た二年間の空位年数だけ、継体天皇の治世年数から差引いたことによるものと思われる。したがつてこの二年の差は、治世年数に関し原書紀と記註干支との史料的な繋りを決して否定するものではないが、ただ両者の成立關係を考究する上に極めて重要であることをここに指摘して置く。

以上の検討の結果は、私がこれから行おうとする紀年の再構成に対して、極めて大きな信頼感を与えるものである。即ちかくの如き一致は、決して偶然と見做すべきではなく、治世年数に関して原書紀と記註干支との間に存在する密接な關係を物語るものと断しなければならぬ。

三 安康朝から安閑期に至る原書紀

安康朝から安閑朝に至る八代の原書紀年紀を復元するに際して、清寧朝から継体朝に至る五代の間はまず問題はない。何故なら此の五代の間の原書紀治世年数は、記註干支に比べて二年短くなっているが、その原因はすでに述べた如く判然としているからである。そこでまず清寧朝以下安閑朝に至る六代の原書紀の年紀を復元すれば次の如くなる。

天皇名	元年	崩年
清寧天皇	四九一年	四九五年
顯宗天皇	四九六年	四九八年
仁賢天皇	四九九年	五〇七年
武烈天皇	五〇八年	五一五年
継体天皇	五一六年	五三一年
安閑天皇	五三四年	五三五年

ここに示した年紀につき特に指摘すべきは、継体天皇元年五一六年は、かつて平子鐔嶺^⑥氏が提論された年紀と一致している事である。即ち平子氏は、継体紀の記載、特に朝鮮関係の記事を詳細に検討した結果、同紀の錯簡を発見し、三国史記を採用しつつその存位を五一六年から五二七年に

位置づけると共に、五二七年以前の継体紀の記載をもつて逐年毎に記事を按配し、その間を極めて合理的に埋めているのである。平子氏は、記事そのものの考証に終始して以上の様な年紀を得たのであるが、そもそも継体紀の空白年次はすべて五二七年以前にあり、それを除去して約めるならば、同氏の如き煩雑な論証過程を経なくても、全く同一の結果が得られるのである。しかしひるがえつて考えるに、元來継体紀は、安閑天皇以前の書紀の中、日本側伝承に比して百濟側史料に直接関係をもつ記載が非常に多く、ためにそれらの干支を尊重しながら記事を集約して行くには、その操作上極めて多くの困難を伴うものである。然るに同紀の百濟関係記載を錯簡以前の状態に復し、本論成立に内容的な根拠を前もつて与えられた平子氏の卓説に対して敬意を表したい。

なお同氏は、継体天皇崩年を五二七年とし、それ以後五三一年までの継体紀の記載を安閑・宣化両朝の事としている。しかしこれは記註干支の継体天皇丁未崩御説（五二七年）に従われたがためであり、それは後述で明かな如く認

めがたいものである。それで五二八年以後の記載をも書紀に従つて継体紀のものとし、五三一年をその崩御とする原書紀の存在は何等疑問の余地がないのである。

次に安康・雄略兩朝を考察する。この兩朝の治世年数合計は記註干支では三十七年であるにもかかわらず、原書紀においては二六年にすぎない。原書紀の治世年数がかくの如く短いのは、仁賢・継体兩朝の治世延長の結果がここに表われているものと推考され、本来は記註干支による治世年数が正しいものと思う。いま記註干支のそれを利用して、安康・雄略兩朝の原書紀の年紀を復元すると次の如くである。

天皇名	元年	崩年
安康天皇	四四四年	四五六年
雄略天皇	四五七年	四九〇年

記註干支は安康天皇の崩年干支を欠いているため、治世の短縮が兩朝に出ているか否かは不明であるが、後述で明かになる如く、宋書に見える『興』・『武』兩王の在世と比較してみると、安康朝は短縮の対象となつていないと考えるのが妥当であるから、安康朝は原書紀のまま三年とした。

この表の安康天皇元年四五四年が、書紀のそれと一致していることに注意すべきである。これは叙上の推定の正しさを明かにすると共に、辛酉革命説に基づく紀年延長が、允恭朝以前において行われたとする従来の通説を改めて証明することになる。

以上の論述により、安康天皇元年より安閑天皇崩年に至る間、途中二年の空位を除けば、遂年毎に記事のある書紀の稿本、所謂原書紀の存在が明かになると共に、未勘校の安閑朝を除けば、その治世年数において記註干支と極めて深い関係にあることが確認されたであろう。

四 仲哀朝から允恭朝に至る原書紀

仲哀朝から允恭朝に至る六代の原書紀の年紀を復元するに當つて、操作上特に必要な事は、書紀の紀年が延長される場合、その年代は適宜に動かし得ても、干支はみだりに変改し得なかつたと思われる百濟側史料に基づく記事の検討である。即ちこの種の記事の中、紀年延長に際して本来記載されていた天皇の朝より繰り上げて位置づけられてい

ると推定されるものを検出して、それを復元することが必要である。ただ履中・反正・允恭の三朝には、かくの如き操作の影響が及んでいないので一応論外に置くとして、特にここで考究を要するのは、仁徳天皇以前仲哀天皇に至る三代の治世年数である。以下記註干支の治世年数と相連関させつつ考察を進めよう。

まず仁徳天皇の治世年数から考究する。この天皇の治世年数は、空位二年を加えると原書紀では三一年であるのに対し、記註干支では三四年となり、その間に三年の差がある。そこでしばらく、記註干支の治世年数を正しいものとし、仁徳紀より応神紀へ三箇年だけ記事が繰り上つているものと想定して、原書紀安康天皇元年四五四年より履中・反正・允恭の原書紀治世年数を年紀に組んで算定すると、仁徳天皇の治世は、三九六年から四二七年に至る間となる。ところで神功・応神両紀に挿入された百濟史料に基づく記載が、通じて干支二運繰り上つていることは彼我の年紀を対照することにより自から明かであるから、干支二運を下げることに、右の仁徳治世年紀間に入る百濟関係記事

が応神紀中に幾年あるかを調べ、それが丁度三箇年あれば、その時原書紀の治世年数は復元し得るのみならず記註干支のそれとも一致することになる訳である。

いま応神紀中から上述の如き条件を備えた記載を摘記すると、

(1) 応神天皇八年（丁酉）——三九七年——春三月百濟人來朝。百濟記云阿華王立无礼於貴國故奪我批跡多礼。及嶺南。文段。谷那。東魏之地。是以遣王子直支于天朝以前先王之好也。

(2) 同天皇一六年（乙巳）——四〇五年——阿華王薨天皇召直支王謂之曰。汝返於國以嗣位。仍且賜東韓之地而遣之。東韓者甘羅地。高麗城。爾林城是也。

(3) 同天皇二五年（甲寅）——四一四年——百濟直支王薨。即子久爾辛立為王。王年幼。大倭木滿致執國政。与王母相婚。多行無礼。天皇聞而召之。百濟記云。木滿致者是木羅斤致討新羅時。娶其國婦而所生也。以其父功母於任那。未入我國在避貴國。承制天皇執我國政。權重當世。然天皇聞其母召之。

(4) 同天皇三九年（戊辰）——四二八年——春二月。百濟直支王。遣其妹新齊都媛以令仕。爰新齊都媛率七婦女而來歸焉。

以上の四記事が挙げられる。

右の記事に挿入した西暦年代は、干支二運を下げた年紀である。

まず④の記事から考察しよう。この記事について津田博士は『新齊都媛の名は、百濟人の名を何からか取つて編者が造作した記事でないとしても出来かねる』として、百濟側史料によつて書かれたとする説に一応の疑問を提出されたが、しかし古くは那珂^④・菅両氏をはじめ、原^⑤・池内^⑥・前田等の諸氏も百濟側史料にもづく記事とするのに賛意を表されているので、これについては別に問題とする必要もあるまい。ただこの記事は、同紀二五年『直支王薨』の記載と矛盾するため、そのまま直支王とするか或は毗有王に訂正すべきであるかは、いままでしばしば論議されて来た所である。即ち菅・池内・前田等の諸氏は、これを以つて毗有王とされているが、その論拠は

① 河村秀根が、すでに書紀集解において、古写本に『直支』の二字がみえないことを指摘していること。(菅・池内)

② 三国史記百濟本紀の毗有王二年(四二八年)戊辰の

上代紀年に関する新研究(笠井)

条に『至倭国使者從者五十人』とあり、応神紀三十九年の年紀を二運下げれば、兩者よく一致すること。(池内・前田)以上二点に落着く様であるが、私は毗有王に訂正し四二八年の記事とする説には賛同出来ない。何故なら秀根が『直支』の二字がないという古写本が、何時頃のものであるかは今日知る由もないが、現存する最古の写本である田中氏本日本書紀には明かに『直支』の二字が見えている以上、やはり我々はこれに従つてこの二字があるものと解するより外はない。また⑤の場合にしても、三国史記百濟本紀の記事は、明かに日本からの遣使を伝えたものであり、文意の上からも『直支』を『毗有』と改めるだけの積極的な理由は認めがたい。那珂博士も『三十九年は戊午年より十年の後なる戊辰年に当れども、直支王の薨りたるはこれより八年前の庚申年にあれば、直支王の存在の間なる戊申年などに記すべきを年紀を誤りたるなり。直支王は質子となりて久しく皇朝に留まり居たるを、応神天皇の擁護によりて百濟王の位を嗣ぎたれば、其の大恩の忘れ難くて新齊都媛を送りて己れに代りて入侍せしめたるなり。されば新

齊都媛の来朝は、直支の帰国後幾年も経ざる頃の事なるべし」と説かれているのは、細部の点はともかく、大綱的には卓見として従うべき見解である。ただ直支王を以つて応神天皇の時代とするのは、博士の応神天皇戊午崩御説に基づくものであり、それは後述する如く従い難いものであるが、少くともこの新齊都媛来朝の記事は直支王の在位時代、即ち四〇五年から四一九年の間の出来事とすべきであろう。

なお三国史記百濟本紀直支王一四年（戊午年）に、倭国への遣使を伝えた『遣倭国送白錦一匹』の記載が見られ、三九年の記事に対応するものを朝鮮側史料に求めるとすれば、これをとりあげることが最も適當ではなからうか。

次に②の記事であるが、これが百濟側史籍にもとづく記事であることは明かであるが、ただこの記事は王仁の来朝と同年に記されているため、応神紀へ繰り上げられる以前に仁徳紀において単独に一年間の記事を形成していたとも推定出来る。しかしかかる推定に対して私は否定的な立場をとりたい。何故なら紀年延長に際し、干支を自由に操作し得た日本側史料と何故同年に併記したか。もしこの記事

を以つて八年・二五年・三九年の如く単独に一年を取ろうとすれば、その操作は極めて容易であつたらうと思われるにもかかわらず、殊更に日本側伝承と重複させている事自体の中に、書紀編者が能うる限り原史料に忠実であらうとした態度が窺知され、仁徳紀においても、この記事だけは他の記事と併記されていたと考えられるからである。

(1)(3)の記事を仁徳紀に繰り下げるべきであることは、改めて考証に及ぶ必要もあるまい。

以上の考証により、応神紀から仁徳紀に繰り下げるべき記事は上述の四記事すべてとなるが、③の記載のみは上述した如く、仁徳紀中で単独に一年を占めていたとは考えられないから、仁徳朝の治世年数の増加は三箇年となり、はじめの想定の正しさがここに具体的に証明されるのである。次に原書紀仲哀・応神両朝の治世年数の復元について考察を進める。いうまでもなく書紀においては、記年延長に当つて神功皇后を以つて卑弥呼に比定し、所謂神功皇后紀を設定しているため、延長以前即ち原書紀の治世年数を復元するためには、あらかじめ皇后紀を分解して、それを仲

哀紀と応神紀に両分する操作を行わねばならぬ。神功紀の分解操作は、いままで誰も試みていないが、同紀を両分して設定以前の形に返えすとすれば、同紀一三年の記事及び歌謡は、古事記においては仲哀天皇の巻におさめられており、また記事そのものの性質からしても、これを堺にして日本側伝承と百濟側伝承とに分れ、その前後の間に著しい質的相違が認められるので、私はこれ以前を仲哀紀に、以後を応神紀に繰り入れることにしたい。かくして神功紀一三年以前の記事五箇年は仲哀紀に、それ以後の一二箇年の記事は応神紀に割り当てられることになる。ただし皇后紀二年の『冬十一月丁亥朔甲午葬天皇（仲哀天皇——筆者註）於河内国長野陵』とある天皇山陵の記事は、書紀の記載例からすれば原則として次の紀に書きこまれるべきものであり、この場合皇后紀設定以前においては当然応神紀に記入されていた筈のものである。これがため結局応神紀に一三年間、仲哀紀に四年間の治世が繰り入れられることとなり、原書紀仲哀朝の治世年数は八年、応神朝の治世年数は三三年となる。ここに復元した原書紀治世年数が、これ

上代紀年に関する新研究（笠井）

また記註千支のそれと一致していることは贅言を要せぬであらう。

そこで、ここに復元した治世年数によつて原書紀の年紀を算定すると、仲哀天皇の治世は三五三年から三六〇年、応神天皇の治世は三六一年から三九三年となる。皇后紀四六年から六五年に至る一連の百濟關係の記事は、千支二運を下げると三六六年から三八五年に互る事件となるから、何の矛盾もなくこの応神天皇の治世年間に含まれるのである。なお皇后紀四六年から六五年に至る記事が、果して書紀編者にとり千支を變改し得ないほどのものとして取り扱われたか否かは改めて検討すべき問題であるが、それらの記載の背後にすべて百濟側史籍の存在することは、すでに津田・池内・末松等の諸博士の論考があるので、これについての考証を殊更此処で行う必要もあるまいと思う。ただ最近福山敏男博士の石上神宮所蔵の七支刀に関する研究は、『……久氏等從千熊長彦詣之則獻七枝刀一口七子鏡一面及種種室……』とある神功紀五二年の記事のみならず、いま問題にしている一連の記載の史実性を、千支二運下げること

三五

とにより一段と高めていることをここに指摘して置きたい。

かくして神功紀四六年から六五年に至る記事は、すべて書紀編者が神功皇后を以つて卑弥呼に比定するため特に神功紀を設定した際、史料の性質からして干支を自由に動かすことが出来なかつたため、応神紀から神功紀へ繰り上げられたものであり、それがまた神功紀を埋めて、その体裁を整える上に好都合の結果をもたらすことになつたものと思われる。

以上仲哀朝から仁徳朝に至る原書紀治世年数を復元した結果、それが記註干支のそれと完全に一致することが明らかとなつた。したがつて仲哀朝から允恭朝に至る六代の天皇の中、未勘校の允恭朝を除けば、残り五代はすべて記註干支と一致した治世年数を原書紀はもつていたことになる。

いま仲哀朝から允恭朝に互る原書紀の年紀を表示すれば次の如くである。

天皇名	元年	崩年
仲哀天皇	三五三年	三六〇年
応神天皇	三六一年	三九三年

仁徳天皇	三九六年	四二七年
履中天皇	四二八年	四三三年
反正天皇	四三四年	四三九年
允恭天皇	四四〇年	四五三年

五 允恭・安閑兩朝の治世年数

以上仲哀朝から安閑朝に至る十四代の原書紀の年紀を復元し、そこに表示された治世年数を記註干支と対比しつつ考察して来たが、なお残された問題は、允恭朝並に安閑朝の治世年数につき、允恭朝では四年、安閑朝では七年原書紀の治世年数が記註干支に比べてそれぞれ短くなつてゐることである。いまこれについて考察を進めるが、これにさきだつて継体天皇の治世年数について一応かえりみなくてはならない。というのは、二において指摘した通り、原書紀継体朝の治世年数は、その崩年を百濟本記によつて繰り上げたため二年短縮されて一六年となり、その短縮された年数だけ記註干支に比して短くなつてゐるのである。よつて記註干支と一致させるためには、このところを原書紀編

者により訂正される以前の状態に返さねばならぬ。蓋し記註干支と原書紀とは直接的な関係で結ばれているものではなく、記註干支と直接の繋りをもつものは、継体天皇崩年が百濟本記によつて訂正をうける以前の史料、換言すれば原書紀を成立させるに當つて基本的に利用された原書紀の稿本そのものにあると考えられる。したがつて允恭・安閑

兩朝において原書紀と記註干支との間に生じている治世年数の差は、原書紀の稿本——これを原紀と呼ぶ——と記註干支との關係へ遡つて解決して行かねばならぬ。いま原書紀を修正して継体天皇崩年を五三四年（甲寅年）、その治世年数を一八年として原紀の年紀を復元すれば文末の表の如き結果を得る。この年紀と記註干支とを対比してみると、応神天皇崩年（三九四年）、允恭天皇崩年（四五四年）で兩者の年紀が一致^⑨し、それを出発点として原紀は翌年称元法で記註干支は当年称元法で兩者等しい治世年数を割りあてて行き、そのために出来た一代につき一年ずつの年紀的なズレを允恭・安閑兩朝で調整しているの、允恭朝では四年、安閑朝では七年、原紀の治世年数に比し、記註干

支のそれが長くなつてゐることに気付くであらう。そしてまたこのことは同時に、原紀を直接的な稿本として成立した原書紀と記註干支との關係に置きかえることが出来る。即ち原書紀が利用した稿本そのものが、すでに上述の如き理由により、允恭・安閑兩朝の治世年数につき記註干支とそれぞれ異つていたのである。

ただ原書紀の編者は、継体天皇崩年を五三四年から五三一年に繰り上げるに際し、空位二年を設けてまで原紀安閑天皇の治世年数を尊重する程原紀に忠実であつたが、その場合当然継体朝の治世を三年間短縮すべきであるにもかかわらず、二年の空位年数に等しい数のみしか同朝の治世を短縮しなかつたため——安閑天皇は継体天皇よりの讓位により即位したので五三四年を安閑天皇元年に當てることにより、實際の空位は二年しか出来なかつた——継体天皇元年以前の諸天皇の原書紀年紀は、原紀に比し一年つづ繰り上げる結果となつてゐることはこの際注意すべきである。

六 崇神朝から成務朝に至る原書紀

崇神朝から成務朝に至る四代の原書紀治世年数を復元するに當つて考察を要するのは、垂仁朝から成務朝に至る三代の治世年数合計が、記註干支のそれより一二年多くなつてゐることである。この原因については、史料の異伝ということで解決出来ないこともなからうが、私は允恭朝で四年安閑朝で七年原紀と記註干支との間に出た治世年数差を、原紀或は記註干支の何れかがこの間で調整したものと思う。ところがこの治世年数差は合計一一年であり垂仁朝から成務朝に至る治世年数差に比して一年少い。しかしこの一年の差は、上述の推測を否定するものではなく、これによつてかえつて原紀と記註干支の關係が具体的に把握されるのである。思うにこの一年の差は、安閑天皇が繼体天皇より讓位されて即位したものであることを闕知しない記註干支の側が、原紀との間に生じた允恭・安閑兩朝の治世年数差を、垂仁朝から成務朝に至る間で調整したために起つたものと思われる。即ち原紀安閑天皇の治世年数は、五三四年五三

五年の二年に互るものであるが、繰り返して言う如く、安閑天皇は讓位による即位のため五三四年は安閑天皇の元年であるとともに繼体天皇の崩年でもあるのである。然るに右の消息を知らない記註干支の側が、五三四年が繼体天皇崩年に位置づけられてゐる原紀をみて、安閑天皇の在位を五三五年の一年と考え、記註干支安閑天皇の治世年数九年から一年を差し引いて兩者の差を八年とし、允恭天皇の差四年と合せて計一二年だけを垂仁朝から成務朝に至る間の原紀治世年数より差引いたものと思われる。

このことは、記註干支と原紀との成立過程を考究する上に極めて重要である。五において私は、応神・允恭天皇の崩年を基準として原紀・記註干支ともに、たとえ操作の相異はあるにしても、各天皇の治世年数については夫々等しい年数を割り当ててゐることを明かにしたが、その場合何れが根本史料であるか、換言すれば応神天皇崩年を三九四年に、允恭天皇崩年を四四四年に合せたのは記註干支の側か或は原紀の側であるかは不明であつたのである。しかしここにはじめてその問題も水解し、記註干支の成立は、原

紀に基づいてなされたものであることが推定されるに至つたのである。以上の論考が正しいものとすれば、記註干支崇神天皇崩年戊寅年（三一八年）というのは、厳密にいえば記註干支の一つのミスといつてよい。しかしそれは何れにしても、記註干支が、崇神天皇の年紀的な位置を四世紀の初期に置いていたことは注目する必要があるであらう。

いま原紀の治世年数を利用して成立した崇神朝から成務朝に至る四代の原書紀年紀を記せば次の如くである。

天皇名	元年	崩年
崇神天皇	二八四年	三〇〇年
垂仁天皇	三〇一年	三二二年
景行天皇	三二三年	三四五年
成務天皇	三四七年	三五二年

七 紀年の復元と訂正

以上考究を重ねて来たところによつて、書紀の拠つた史料として原書紀の外に、原紀の存在が明かとなつたであらう。よつて我が上世紀紀年を復元再構成するに當つては、そ

の最も基本的な史料であつたと思われる原紀を中心として考察して行かねばならぬが、この場合特に注意すべきことは、原紀はすでに翌年称元法という進んだ年紀の構成法で編まれているものであるため、真の原初的な年紀を復元するには、それを資料として治世年数の形に改め、これを当年称元法によつて組みかえる必要があるのである。

かかる操作による算定の年紀を記せば次の如くである。

崇神天皇元年	三〇一年
崇神天皇崩年	三一七年
垂仁天皇崩年	三三八年
景行天皇崩年	三六〇年
成務天皇崩年	三六六年
仲哀天皇崩年	三七三年
応神天皇崩年	四〇五年
仁徳天皇崩年	四三八年
履中天皇崩年	四四三年
反正天皇崩年	四四八年
允恭天皇崩年	四六一年

安康天皇崩年 四六三年

雄略天皇崩年 四九六年

清寧天皇崩年 五〇〇年

顯宗天皇崩年 五〇二年

仁賢天皇崩年 五一〇年

武烈天皇崩年 五一七年

繼体天皇崩年 五三四年

安閑天皇崩年 五三五年

ここに示された年紀は、今日考定し得る年代的史料の最も基礎的なものであつて、我々が今日日本紀年を考定する場合、この史料を無視しては到底最後の結論に到達することは出来ないであろう。いまこの復元紀年に宋書倭国伝を中心にして見える所謂倭の五王の在位年紀を参酌して最も議論の多い雄略朝以前の年紀を考究して行きたい。

晋書以下の所伝の中、五王の在位年紀を考察する上に重要な記事を挙げれば次の如きものである。

義熙九年（四一二年）一二月。倭夷献方物（晋書安帝紀）。

永初二年（四二一年）。倭王讚万里修貢（宋書倭国伝）。

元嘉二年（四二五年）。倭王讚修貢（宋書倭国伝）。

元嘉七年（四三〇年）春正月。倭国王遣使方物（宋書文帝紀）。

元嘉一五年（四三八年）夏四月。以倭国王珍為安東將軍。

是歲倭国遣使（宋書文帝紀）。

元嘉二〇年（四四三年）。倭国王濟遣使（宋書倭国伝）。

元嘉二八年（四五一年）。倭国王濟に官号を加ふ（宋書倭国伝）。

大明四年（四六〇年）一二月倭国遣使献方物（宋書孝武帝紀）。

大明六年（四六二年）。以倭国王世子興為安東將軍（宋書孝武帝紀同書倭国伝）。

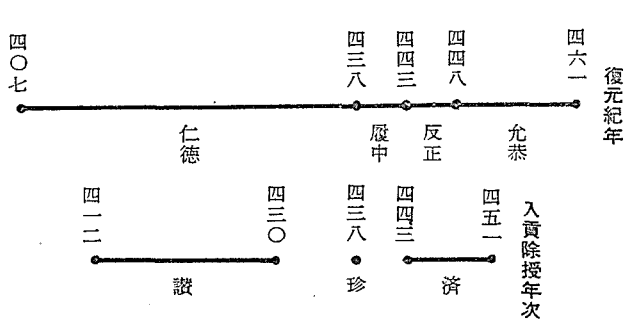
昇明元年（四七七年）十一月。倭国遣使献方物（宋書順帝紀）。

昇明二年（四七八年）五月。倭国王武遣使献方物（宋書文帝紀同書倭国伝）。

建元元年（四七九年）。新除倭王武（南齊書倭国伝）。

さてこれらの諸記事より考定し得る倭の五王の在位年
紀と復元紀年とを比較して見るとき、安康・雄略両天皇の
それは興・武両王の年紀と比べて何の矛盾をも生じないの
であるから、安康天皇の在位を四六一年から四六三年、雄
略天皇のそれを四六三年から四九六年とする復元紀年の史
実的価値は充分に認めてよい訳である。従来の学者の多く
は、安康天皇を以つて興に比定しながらも、大明六年即ち
四六二年まで同天皇の在位を下げて考えていないのは、同
天皇以後の書紀紀年に大きな信頼度を置くあまり出来るだ
けこれを訂正せず、雄略朝に対する影響も最少限度に食い
止めようとしたためと思われるが、大明六年に興は安東将
軍の官号を贈られているのであるから、この年をもつて安
康天皇の治世の中に入れては従い難い。なお大明四
年（四六〇年）一二月の遣使は、宋書倭国伝に「済死世子
興遣使貢獻」とあるのに当るものと思われ、四四一年から
安康天皇の治世が始まつたとする私の所説と一致しない様
に思われるが、これは逆に興のみにつけられている「世
子」の意義を解決し得るものであり、この遣使の時におい

上代紀年に関する新研究（笠井）



ては、たとえ允恭天皇は崩御していても未だ安康天

皇は即位されていなかったものと思われ^⑧。允恭天皇の崩年は、明確にし得ないが、その崩御後安康天皇の世子時代が、そう長く続いたとは考えられないので、その崩年を一応四六〇年としておく。大明六年の記事においてもなお「世子」の二字が冠せられているが、これは最初につけた語が、そのまま襲用されたと解すればよい。

次に允恭天皇の治世であるが、それに先き立つ

て爾余の考察に対する理解を容易にするため、讚・珍・済

三王の入貢除授年次と、この三王の在位に最も関係の深い仁徳天皇から允恭天皇に至る四代の復元紀年との対比表を示せば前頁の如きものである。

まず允恭天皇の治世年紀であるが、復元紀年によればその在位は四四八年から四六一年に至る間となり、系譜・諱の双方より一致する済の最初の遣使の年である四四三年はその間に含まれなくなる。したがつて允恭天皇の治世を史実的な位置に置くためには、復元紀年を訂正して少くともその治世を四四三年まで延長しなければならない。これがため反正天皇以前の諸天皇の復元紀年も順次繰り上つて行く訳であるが、いま説明を容易にするため、かりに済の最初の遣使である四四三年の前年即ち四四二年を允恭天皇の元年として、仁徳天皇から反正天皇に至る三代の復元紀年を訂正すれば次の如くである。

天皇名	元年	崩年
仁徳天皇	四〇一年	四三二年
履中天皇	四三二年	四三七年
反正天皇	四三七年	四四二年

この年紀によれば、珍が官号を与えられた四三八年は反正天皇の年紀内に、讚が修貢した四二二年・四二一年・四二五年は、仁徳天皇の年紀内にそれぞれ入ることになる。諱の上からして珍が反正天皇に讚が仁徳天皇に比定し得るのは多くの先学の説くところであるから、この表の史実性は充分信頼してよいことになる。

勿論厳密に云えば、四四二年を以つて允恭天皇の元年とする史実的な根拠はない訳であり、讚の最後の遣使の年である四三〇年から済の最初の遣使の年である四四三年の年紀内において、しかも反正天皇の治世を珍の遣使した年四三八年に含ませて履中・反正両天皇の年紀を構成する方法は、四三〇年を仁徳天皇の崩年とする場合と四四三年を反正天皇の崩年とする場合の範囲内において、なお外に数例算えることが出来る。したがつて上記の年紀は、史実的な年紀の中の一例にすぎない。しかしそれはとにかくとして、反正天皇以前の史実的な年紀を得るためには、八年（仁徳天皇崩年を四三〇年とした場合）から五年（反正天皇の崩年を四四三年とした場合）の範囲内で復元紀年を繰り上げ

て位置づけねばならぬが、允恭天皇の治世年数さえ訂正すれば、仁徳・履中・反正の三天皇の復元治世年数によつて充分史実的な年紀を組み得ることは、復元紀年に示された治世年紀の史実的価値を高く評価することが出来るであらう。

次に応神天皇の治世年紀であるが、ここに至つては、もはや基準ともなるべき支那史料も存在しないから、仁徳天皇以下の諸天皇の場合に行つた方法で以つては解決出来ない。そもそも応神天皇の年紀は、日本紀年再構成の基準として、従来から最も詳細に論ぜられて来たが、その考証に際して、既往の学者が例外なく従つて来た応神紀記載の大陸関係記事と大陸史料との比較による方法は、応神紀の大陸関係記事そのものが究極的には、復元紀年を史料として成立した書紀の稿本に後次的に附加されたものと考えられるから、そうした方法による応神天皇の年紀考証は、方法論的にいつて従い難いものである。記註干支また既述の如き過程を経て成立したものとすれば、これによつても勿論同天皇の年紀が考証され得ない。したがつて大陸史料

との比較の上から応神天皇の年紀を考証するとすれば、古事記応神天皇の巻に、我が國本来の所伝と思われる照古王の記事があること、及び書紀においても神功皇后紀設定以前においては、古事記同様応神紀の中に肖古王の記載が含まれていたとの推察が可能であるから、同天皇の治世が少くともこの王即ち近肖古王の治世と並行するであらうとの推定以上には恐らく不可能であらう。——神功・応神両紀に数代に互つて記載されている百済王の即位・崩年の記事は、原書紀においてはすべて応神・仁徳両天皇の治世に含まれるが、これはすべて肖古王を基準として附加されたものと考えられ、そこに記載されている百済王の治世期間と両天皇のそれとを並行して考えるべきではない。——これがため同天皇の治世年紀の幅に関しては、復元紀年に示されている年紀即ち三七三年から四〇五年に至る在位を、允恭天皇の治世の改訂にもなつて、五年から八年の範囲内で繰り上げたもので満足する外はなく、それをより科学的に検証訂正することは、今日の段階においては不可能に近いものと言つても過言ではないであらう。

応神天皇の年紀考証においてすでにかくの如きものであらんとすれば、それ以前の天皇の年紀については、復元紀年を信頼することより外に方法のないことは、改めて累説の必要もあるまい。しかしここで特に指摘し考察を加えねばならぬのは、復元紀年においては崇神天皇元年が三〇一年の辛酉の年に當つてゐることである。この辛酉の年を如何に解すべきか、即ち織緯説による作為と見るべきか或は單なる偶然の一致と見るべきかは、紀年論の立場のみならず我が古代史解明上重要な岐点ともなるので、極めて慎重を期すべき問題であるが、いま記紀の崇神天皇の条を検討するとき、この天皇を以つて第一代の天皇、少くとも国家発展上劃期的な天皇とする古伝の存在を推測せしめる条件が、あまりにもよく整つてゐるので、私は寧ろそこに多少の作為が加えられてゐるのではないかと考へるのである。

まづ記紀を検して注意されることは、両書ともにこの天皇を『ハツクニシラシシスメラミコト』と呼んでゐることである。書紀においては神武天皇に対してもこの呼称を附してゐるが、古事記においては然らず、崇神天皇にのみこ

の称呼は冠されてゐる。かつ書紀においては、この呼称に對する宛字として神武天皇には「始馭天下」を用い、崇神天皇の「御肇國」に比して明かに進んだ思想を表してゐるのである。さればこの称呼の本源はむしろ崇神天皇にあつたと考えられる。これについて肥後和男博士は、最近『マイリヒコの肇國がより深い歴史的原因によつて準備されてゐた』ことを説かれ、肇國者としての崇神天皇の位置を重視してゐるのは極めて興味深い見解である。

次にかくの如く崇神天皇と「ハツクニシラシシスメラミコト」との深い関連を念頭に置いて記紀の文面を考察するとき、同朝を堺としてその前後の余りにも相違した記載体例が注意されて来るであろう。この原因を伝承の欠除という点に求め得ないこともあるまいが、しかし元來伝承の成立は漸進的なものであり、この場合におけるが如き際だつた相違は、それだけの説明では充分とはいへまい。現に伝承上極めて困難と思われる帝紀的な要素は、この間にも相当綿密に記されてゐるではないか。

以上私は、崇神天皇元年辛酉年を辛酉革命説による位置

づけと推定する主なる理由を簡単に述べたのであるが、しかしそうした紀年の作爲が認められるとしても、復元紀年を通覧するとき、歴代天皇の在位年数はほぼ恰好なものであり、崇神天皇の一七年というのものは妥当な数字なので、そこに大した治世の延長乃至は短縮が行われたとは考えられず、その影響する所は、実際の伝承よりせいぜい数年を出でなかつたであろう。よつて私は、復元紀年崇神天皇元年が辛酉革命説にもとづく位置づけであるにしても、天皇の在位は、この三〇一年から允恭天皇の場合に生じた八年から五年の範囲内の年数だけ繰り上げた年紀でもつて基準とし、その治世を三世紀末から四世紀初頭に至る間とするのが最も妥当であると考えらる。

従来崇神天皇の在位年代については、外国史料によつて考定された応神天皇の年代を基準として、それから一代幾年という平均年数によつて逆算するより外に適當な方法がなく、そうした方法によつて、その在世年代を略々三世紀の中葉に置くのが定説の如く認められていたのであつた。

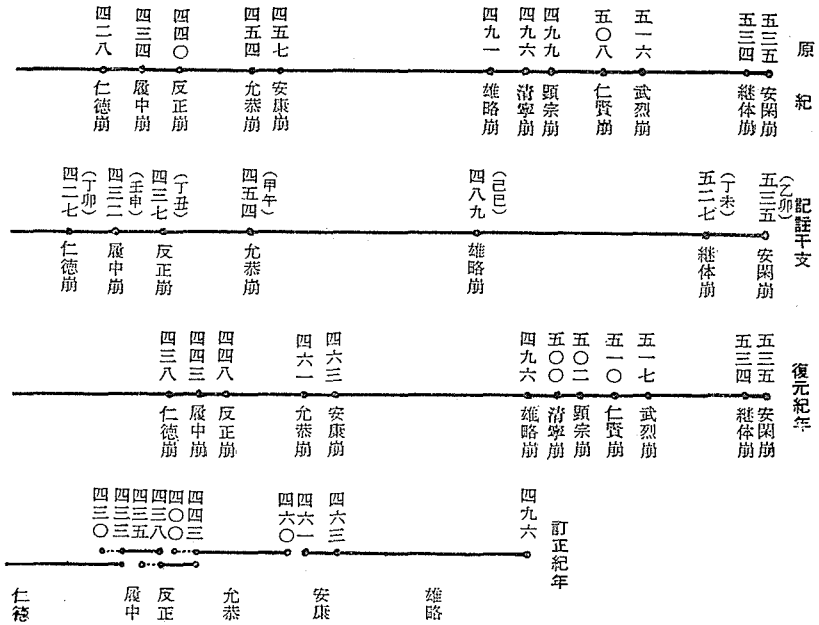
しかし在位平均年数というが如きは、極めて主観的な数字

に過ぎず、これによつて天皇の在世年代を決定するが如きは、まことに危険という外はない。私の崇神天皇三世紀末乃至四世紀初頭在位説は、とにかく史料によつて算出された結果であるので、従来の諸説に比して一層の信頼性があることを疑わない。

いま以上の考察に基づいて崇神朝から雄略朝に至る訂正紀年を算出すれば文末の表の如きものである。允恭天皇以前の諸天皇に記載されて居る点線は、宋書との比較により允恭天皇の年紀を訂正することによつて生るずズレの範囲を示したものである。したがつて各天皇の史実的な年紀は、当然この点線と実線とを加えた範囲内に含まれていると考へ得る。ただ崇神天皇の場合においては、上述した如く、復元紀年においては、その元年を辛酉革命説によつて位置づけているため、そこに若干の幅をもたすべきであることは言うまでもない。

九 結 語

以上私は、従来多くの先学が紀年再構成のために等しく

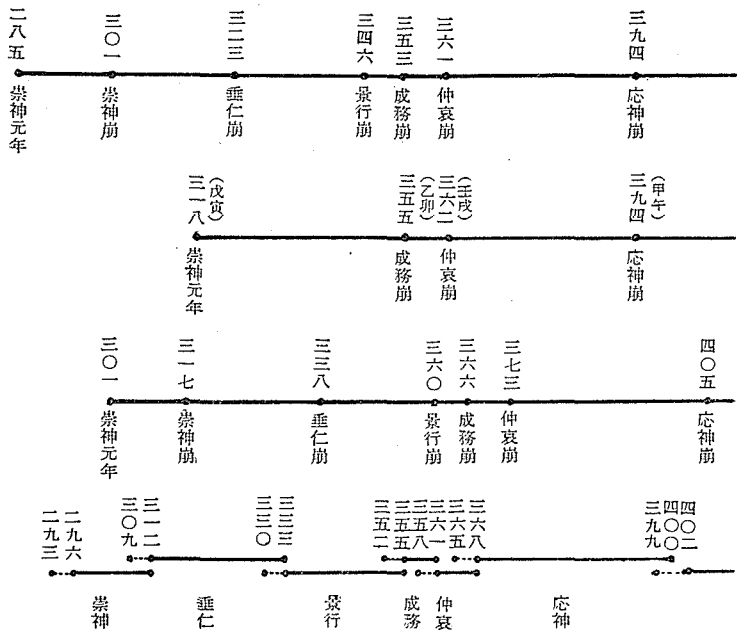


従われて来た那珂博士的な操作から全く離れて紀年を考究した結果、やや見るべき成果を得た。しかし笑をいうと、本研究は最近に着手したばかりで、本稿の如きも研究途上の中間的報告に過ぎないのである。したがって論旨荒削にしてまた徹底を欠く憾みのあることは卒直に認めなければならぬが、それでも延長以前の traditional な年紀の検出のみならず、

(1) 書紀の空白年次を除いて考察することにより、天皇の治世年数に関して、書紀も記註干支も究極的には、同一の史料に基づいて成立したものであることが明かとなった。

(2) 従来の通説を破つて、崇神天皇の在位年紀は三世紀末から四世紀初頭にわたつて位置づけることが最も妥当であることが証明され、更にその元年を三〇一年の辛酉の年に当てた史料が検出されたことは、同天皇を以つて第一代の天皇とする所伝の存在に少からぬ確実性を附与した。

(3) 神功皇后紀の分解に成功し、同紀が神功皇后を卑呼に比定するために新しく設けられたものであり、同紀の記事は仲哀志神面紀より繰り入れられたものであることが



上代紀年に関する新研究（笠井）

明かとなつた。

等々は、今後日本古代史を解明する上に、ささやかながら貢献するところがあることを疑わない。勿論本問題は、この小篇によつて研究を完了したのではなく、上述して来た種々の稿本の作成年代の究明は勿論、対大陸史料との比較考証、更にはここに提示された紀年よりする日本古代史全般に互つての再検討等、なほ論究すべき問題は山積してゐる。しかしこれ等については、不日稿を改めて論及したいと思ふ。

- ① 那珂通世『上世年紀考』（外交譯史所収）。
- ② 菅政友『古事記年紀考』（菅政友全集所収）。
- ③ 吉田東伍『日韓古史断』。
- ④ 星野恒『本邦上世紀年考』（史学叢説第一集）。
- ⑤ 原勝郎『日本書紀紀年考』（日本中世史所収）。
- ⑥ 太田亮『年代の新研究』『年代研究最後の断案』（日本古代史新研究所収）。
- ⑦ 橋本増吉『東洋史上より観たる日本上古史研究』（邪馬台國論考）。
- ⑧ 末松保和『日本上世紀年考』（音丘学叢第一三号）。
- ⑨ 三品彰英『増補上世紀年考』。
- ⑩ 丸山二郎『日本紀年論批判』。

- ⑪ 森清人『日本紀年新考』。
- ⑫ 平子鐸嶺『継体以下三皇紀の錯簡を弁す』（史学雜誌第一六編第六・第七号）。
- ⑬ 津田左右吉『日本古典の研究』下、二三五頁。
- ⑭ 那珂通世『応神天皇の御代』（前掲書所収）。
- ⑮ 菅政友 前掲論文。
- ⑯ 原勝郎 前掲論文。
- ⑰ 池内宏『日本上代史の一研究』。
- ⑱ 前田直典『応神天皇といふ時代』（オリエンタリカ 1）。
- ⑲ 那珂通世 前掲論文四五三頁。
- ⑳ 福山敏男『石上神宮の七支刀』（美術研究一五八号）。
- ㉑ 応神天皇の崩年と允恭天皇の崩年において原紀と記註千支とが一致していることは、前者については津田（『日本古典の研究』上）・武田（『古事記研究帝記考』・横田（『京大日本史「日本の黎明」』の諸氏が、諱の上からこの天皇を堺にしてその前後の間に著しい相違があることを指摘していること、後者については、辛酉革命説による紀年延長が允恭朝以前に行われていることを思いあはすべきである）。
- ㉒ 当年称元法による記註千支の反正天皇崩御年次が、原紀のそれに比べて三年繰上つていることは、允恭天皇の治世年数では、四年の差となつて表われて来る。継体天皇の崩年は、原紀に比し七年繰り上つているが、安閑天皇は継体天皇より讓位されて即位しているため、この七年の差が、そのまま安閑天皇の治世年数差となる。
- ㉓ 允恭天皇の崩年後直ちに安閑天皇が即位されなかつた理由に

ついで、橋本博士は「日本書紀によると穴穗皇子即ち安閑天皇はまづ太子を自殺せしめて皇位に登り、ついで譚を信じて無辜の大草香皇子を殺し、遂に大草香皇子の子肩輪王に弑せられ給いしものと伝へてゐるのであり、穴穗皇子の即位には種々複雑な事情があつたらしい」と述べておられる（史学第九卷第四号二六頁）。

⑳ 宋書 梁書



㉓ 済は允恭天皇の諱「ヲアサツマワカコ」の「ツ」の写音、或は「サ」の音写と考ふる説もあるが、私は済の字には舟のつまり場、わたしの意があつて、國語ツ（津）と同義語であるから、その意味でこの字を当てたものと思う。

㉔ 反正天皇の諱は「ミヅハワケ」であるが、宋書の「珍」が正しいとすれば、瑞（ミズ）の意味を珍の字で表わしたのであるらう。もし「弥」が正しいとすれば、ミの写音であることはいうまでもない。

㉕ 仁徳天皇の諱は「オホササギ」であり、「譚」は「サ」の写音であることは、學者の一致する見解である。

㉖ 肥後和男『神武天皇』一七一頁。

㉗ かかる考え方はすでに「大和闕史時代の一考察」（史潮昭和十年二・三号）において發表されている。